



四国税理士会報

第477号
2025.11.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



特別名勝 栗林公園

撮影者 高松支部 川東 好

主な記事

研修部ニュース
業務対策部ニュース

 あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

<p>○ 10 月 の 会 務 . . . 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度の事業計画に対する要望等を中心に意見交換 ・ 光州地方税務士会との国際交流懇談会等を協議 ・ 財政の安定化に向けた検討等について協議 ・ 令和7年度重点事業及び予算等について協議 ・ 令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針を協議 ・ 紛議調停申立書等様式の変更案を協議 ・ グループウェア「SHIRASAGI」の活用等について協議 	<p>支部長会 正副会長会 財務部会 税務支援対策部会 調査研究部会 紛議調停委員会 デジタル化対策 プロジェクトチーム会議</p>
<p>○ 潮 流 . . . 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票について知って欲しい事 	<p>副会長 岩佐 誠志</p>
<p>○ 高松国税局からのお知らせ . . . 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ～源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー～ 	
<p>○ 韓国光州地方税務士会との 国際交流懇談会を開催 . . . 11</p>	<p>広報部長 石井 晶子</p>
<p>○ 研 修 部 ニ ュ ー ス . . . 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度 研修受講義務達成率一覧表 	<p>研修部</p>
<p>○ 業 務 対 策 部 ニ ュ ー ス . . . 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インボイス制度に関する周知について 	<p>業務対策部</p>
<p>○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 18</p>	
<p>○ TAINSインフォメーション . . . 19</p>	<p>情報化対策部</p>
<p>○ 県 連 だ よ り . . . 20</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みんなで乾杯！懇親バーベキュー 	<p>高知県支部連合会</p>
<p>○ 支 部 だ よ り . . . 21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀支部親睦旅行 	<p>丸亀支部</p>
<p>○ 会 員 異 動 . . . 22</p>	
<p>○ 編 集 後 記 . . . 23</p>	<p>広報委員 鍛 昌志</p>

表紙写真説明

タイトル 特別名勝 栗林公園

コメント 栗林公園の紅葉の時期には、公園の主なビューポイントである掬月亭、楓岸、飛来峰などを通るコースがライトアップされます。なお、今年の秋のライトアップは、11月21日（金曜日）から11月30日（日曜日）までの17時から21時までです。

撮影者 高松支部 川東 好

◆ ◆ 10月の会務 ◆ ◆

日	会議・行事名	主な内容
1	第1回税務研究所会議	研究発表会の開催等
2	第6回登録調査委員会（ハイブリッド）	新規登録申請に係る登録適否調査等
	保険税務研修会（松山）	「生命保険の活用と税務」 税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
3	保険税務研修会（高知）	
6	第2回財務部会	財政の安定化に向けた検討等
7	第2回支部長会	令和7年度事業計画に対する要望等とその回答等
8	保険税務研修会（高松）	「生命保険の活用と税務」 税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
9	保険税務研修会（徳島）	
14	第2回財政問題検討プロジェクトチーム会議	財政の安定化に向けた検討等
15	第6回正副会長会	第5回常務理事会及び第3回理事会の提出議題等
16	光州地方税理士会との国際懇談会（松山）	四国税理士会からの提出議題 ○税理士業務と生成AIの活用について
17		光州地方税理士会からの提出議題 ○民間が国や自治体から受ける補助金が適切に使われているか検証することについて、韓国では会計士と税理士の間で業域争いがあるが、日本はどうか？
20	第3回税務研究所正副所長会議	11月11日の発表会等
24	第1回業務対策部会	令和7年度事業計画の具体的施策及び業務対策部引継ぎ事項確認等
28	第6回常務理事会	第3回理事会提出議題等
	第3回理事会	第70回定期総会の開催日及び場所等
31	第7回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第477号（11月号）の編集・校正等

支部長会

10月7日開催

令和7年度の事業計画に対する要望等を
中心に意見交換

本会主催による支部長会が、10月7日JRホテルクレメント高松において開催された。

この会議では、令和7年度事業計画に対する要望等とその回答を中心議題として活発な議論が行われ、有意義に終了した。

（協議事項）

1. 令和7年度事業計画に対する要望等とその回答

本年度の事業計画に対する支部長からの主な意見・要望のうち会務全般の意見として、



支部長会で挨拶する浜崎会長

会議等の日程の見直しによる効率化、ウェブ会議の拡充、少人数支部における役員の人手不足への対策、総務部関連では、SHIRASAGIの活用方法、電磁的方法による会員への通知の現況並びに個人情報取扱い、会務参画推進懇談会の開催などの4項目、財務部関連では、大規模災害発生時に緊急支出に備える特定資産、滞納会費の対応、大規模災害対策引当金の増額の3項目、制度部関連では、租税

教育等に関する実施要領についての1項目、税務支援対策部関連では、税金相談センターの相談員の他支部からの募集、税務支援規則第13条について、「特設の税務相談に関する事績報告書」以外の税務支援事績報告書の規定、受託事業に係る報酬についての4項目、調査研究部関連では、税務調査に関するアンケートの改善についての1項目、綱紀監察部

関連では、懲戒処分内容の周知についての1項目、租税教育推進部関連では、他支部での租税教室の実施に関する2項目並びに、租税教育等に関する実施要領の改正後の周知等の計3項目、情報化対策部関連では、会員への周知事項の確認の1項目、中小企業対策部関連では、金融懇話会の勉強会について1項目の提案があった。



税理士証票について知って欲しい事

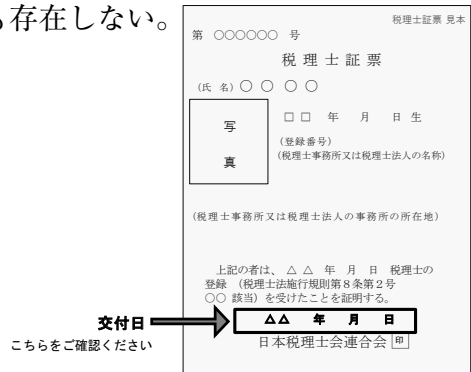
税理士証票とは、日本税理士会連合会（以下 日税連という）によって発行される顔写真付きのライセンスカードであり、税理士は常に証票を携帯していなければなりません。パウチ加工でありあまり重要書類のように見えませんが、この証票があるかないかで税理士であることの身分が客観的に決まる大切なものです。税務官公署の職員と税理士として面接する際は必ず提示しなければなりません。（税理士法第32条）

長らく税理士証票は更新する必要がありませんでしたが、平成26年度税制改正に伴い、税理士法施行規則第13条に「定期的に税理士証票の交換をしなければならない」との規定が設けられ、税理士証票の定期交換が法令上の義務となりました。税理士証票は、それを携帯する税理士がちゃんと税理士登録した税理士であり、一見して本人であることを確認するためのものなので、定期的に顔写真の更新や税理士及び税理士事務所の実態確認によって登録事項の再確認と欠格事項の有無などをチェックする必要があるというのがその理由です。

交換の期間は税理士証票の交付日から10年です。（下記参照）時期が来ると、日税連から税理士証票の定期交換を知らせる通知が届きます。その通知が届いた翌々月の末日までに、税理士会の事務局で交換の手続きをしてください。定期交換に必要なものは、日税連から送られてくる税理士証票定期交換申請書と、現在の税理士証票のコピー、それと縦2.8cm×横2.4cmの顔写真1枚です。定期交換には手数料が2,500円かかります。

この定期交換に関し、日税連では令和7年4月30日現在、約1.5%の会員から申請がなく、その実態を確認したところ、税理士証票の提示義務を履行していない者が見受けられるとのことでした。日税連では証票交換を行っていない会員を4つのランクに分類し管理しています。①単に交換を忘れていただけ。②何らかの意志を持って交換しない。③税理士との連絡が取れない。④税理士との連絡が取れず事務所も存在しない。

只今、四国会には①の人しかいないみたいですが、全国には③や④の人がいるそうです。③や④ともなると綱紀監察事案として取り扱うケースも検討されるでしょう。義務と責任をまるで無視した行動をとる者には規制は強化すべきであり必要なら処罰もするべきだと思われます。そうなると①の人も「とぼちり」を食らう可能性がありますので、お願いですから早いうちに証票の交換を行ってください。



(副会長 岩佐 誠志)

これらに対して、各部長から回答が行われ、寄せられた意見は今後の会務運営の参考にすることとした。

(報告事項)

1. 災害対策訓練の実施

重松総務部長から、今年度の災害対策訓練については、11月に災害対策マニュアルに基づき実施するとの説明が行われた。

2. 文書管理用NASの操作方法

重松総務部長から、マニュアルを基に文書管理用NASの操作方法についての説明が行われた。

(関連団体等からのお知らせ)

1. 四国税理士共済会事業

井上専務理事から、四国税理士共済会の設立の経緯・沿革等について説明があった後、同会事業として、①「総合事業保障プラン」による保険指導②集金代行の斡旋事業③事業承継の仲介等斡旋事業一などの説明が行われた。

2. 税理士職業賠償責任保険の加入勧奨

重松総務部長から、税理士職業賠償責任保険の概要について説明が行われた。

3. 日本税務研究センター及びTAINSの賛助会員への加入推奨

佐々木専務理事から、日本税務研究セン

ター、日税連税法データベース (TAINS) の概要説明があり、支部会員への加入推奨を積極的に行ってほしい旨の依頼が行われた。

4. 日本税理士企業年金基金からのお知らせ

日本税理士企業年金基金の田中副理事長から、日本税理士企業年金基金の概要説明があり、支部会員への加入推奨を積極的に行ってほしい旨の依頼が行われた。

5. 日本税理士共済会からのお知らせ

日本税理士共済会の岩佐常務理事から、同会は、昭和28年の創業以来60年以上にわたり税理士によって運営されている、日税連の関連団体であることなど、制度の概要などの説明があった後、支部会員への加入推奨を積極的に行ってほしい旨の依頼が行われた。

6. 一般社団法人ぜいたいきょうからのお知らせ

一般社団法人ぜいたいきょうの担当者から、同法人の生い立ちと役割、制度の特色などの説明があった後、支部会員への加入推奨を積極的に行ってほしい旨の依頼が行われた。

7. 日本政策金融公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫の役員から、日本政策金融公庫国民生活事業の事業内容として、①創業セミナー共催②事業承継への支援③税理士会との連携実績一などの説明が行われた。

◇ ◇ **秋の叙勲・褒章** ◇ ◇

栄えある受章を心からお祝い申し上げます。今後とも一層のご活躍をお祈りいたします。

端宝小綬章
(税務行政事務功労)



井奥 清次 先生
(鳴門支部)

藍綬褒章
(税理士功績)



杉田 晴記 先生
(松山支部)

正副会長会

10月15日開催

光州地方税務士会との国際交流懇談会等を協議

1. 第6回常務理事会及び第3回理事会の提出議題

10月28日に開催される、第6回常務理事会及び第3回理事会の提出議題を協議した。その結果、常務理事会議決事項として、①第70回定期総会の開催日及び場所②四国税理士会公益活動に関する細則の一部変更案③四国税理士会成年後見支援実施規程の一部変更案④「四国税理士会成年後見支援センター」運営要領の一部変更案⑤「四国税理士会成年後見支援センター」相談委員執務要領の一部変更案⑥第3回理事会提出議題一などを提案することを決定した。

2. 光州地方税務士会との国際交流懇談会

10月16日、17日に開催する光州地方税務士会との国際交流懇談会式次第並びに当日の資料等について説明が行われた。

3. 高松国税局との定例懇談会（11/25）の提出議題等

11月25日に開催する高松国税局との第2回目の定例懇談会に提出する議題及び運営等を決定した。岩佐・河上両副会長が担当することとした。

4. 四国税理士会親睦ソフトボール大会（11/21）の運営

11月21日に高知市で開催される、親睦ソフトボール大会の①実施目的②運営③ルール④雨天の場合の対応一などの説明が行われた。なお、ソフトボール大会終了後、交流会の開催を予定しているとの説明が併せて行われた。

5. 会員名簿発行の廃止

重松総務部長から、個人情報の観点から、会員名簿については、今年度の発行をもって終了し今後は日税連の会員検索サイトを活用する方針であるとの説明が行われた。

6. その他当面の諸問題

①西日本ブロック会議の進行表の確認②会員章略章の価格（案）③税務署掲示板の撤去状況④財政の安定化に向けた検討一などについて検討した。

財務部会

10月6日開催

財政の安定化に向けた検討等について協議

1. 令和7年度事業計画と具体的施策

宮川部長から、所掌事項並びに令和7年度の重点事業及び予算の説明が行われ、各県委員とともに確認を行った。また、3月・4月には予算消化状況の確認・決算・予算編成を行うこととした。

2. 会長詰問事項

宮川部長から、共通諮問事項である①ウェブ会議を1/2程度実施②グループウェアを活用した部会運営及び財務部の諮問事項である①経理処理のデジタル化の推進及び合理化の検討②財政状況の中長期計画案の作成及び会費値上げの検討一について説明が行われた。

3. 日税連財務部会の出席報告

宮川部長から、9月22日に日税連財務部会の出席報告として、①副部長候補者の推薦②常任委員会の設置③令和7年度財務部の事業計画及び予算④事務引継ぎ事項⑤令和7年度予算⑥令和6年度監査指摘事項（経理関係）一などについて説明が行われた。

4. 財政の安定化に向けた検討

宮川部長から、現在日税連において会費の値上げが検討されていることから四国会でも今後対応が必要であり、近年の物価高や今後の会館修繕費等も考慮し改善策の検討を行う必要があるとの説明が行われた。

5. その他

①四国税理士会事務局PCの更新②次回の部会の予定並びに議題等を検討した。

税務支援対策部会

9月26日開催

令和7年度重点事業及び予算等について協議

1. 令和7年度重点事業及び予算

多田部長から、令和7年度の重点事業及び予算の説明が行われた。

2. 日税連会議出席報告

多田部長から、9月16日開催の日税連税務支援対策部会の出席報告として、①令和5年度事務引継事項②令和7年度税務支援に関する要望事項③全国連・JA全中への意見書作成④令和7年度の派遣事業（青色申告会等）及び令和7年分確定申告期の受託事業（無料相談）における電子申告（代理送信）⑤税務支援事業におけるフリーランス新法への対応及び遵守一などの説明が行われた。

3. 高松国税局の受託事業

令和7年度における記帳指導並びに確定申告期における無料税務相談及び確定申告電話相談センターにおける電話相談業務の受託事業の概要説明があり、意見交換が行われた。

4. その他

各県での受託事業における協議派遣事業等の諸問題について協議した。

ある①ウェブ会議の1/2程度実施②グループウェアを活用した部会運営、並びに調査研究部への諮問事項である①税務調査に関するアンケート結果の活用②所得税世帯単位課税の税制審議会の答申についての検討③3年後の公開研究討論会に向けて「税務研究所」と連携して準備及び税務研究所への諮問事項である①研究発表会の企画・運営検討②新研究メンバーの募集及び研究のスタートの各項目について説明が行われた。

3. 税務調査に関するアンケート

現在の支部別回答状況を確認し、支部長会で意見のあった改善箇所について協議した。11月17日にウェブ会議にて部会を開催し、詳細を検討することとした。

4. 令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針

本年度の各県担当を決定した。令和9年度意見書については12月1日に対面会議にて部会を開催し、詳細を検討することとした。

5. 納税環境整備の変化と企業課税日本税法学会第115回大会基調報告3 末吉幹久会員（日本税理士会連合会 調査研究部長）の紹介

市川部長から、標記制裁やインセンティブに頼らないデジタルシームレスの記帳制度を内容とする論文について説明が行われた。

6. その他

①10月10日に開催される第51回日税連公開研究討論会及び調査研究部拡大部会について②香川大学大学院隣接法特殊講義③今後の会議スケジュール一等を確認した。

調査研究部会

9月29日開催

令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針を協議

1. 令和7年度重点事業及び予算

市川部長から、令和7年度重点事業及び予算について説明が行われた。

2. 会長諮問

市川部長から、会長からの共通諮問事項で



新しく任命された調査研究部メンバー

紛議調停委員会

9月5日開催

紛議調停申立書等様式の変更案を協議

1. 紛議調停制度

遠藤委員長から、①調停の概要②調停の進行③調停期日の決定などの説明が行われた。

2. 副委員長の指名

県別に各委員が協議し、以下のとおり全会一致で承認決定された。(各副委員長と各小委員長は同一)

香川 松井 政行 委員
愛媛 三間屋 博 委員
徳島 二木 順一 委員
高知 矢野 平八 委員

3. 小委員会の設置及び小委員長の指名

小委員会は、原則として事案の発生した県ごとに設置することとした。また、小委員長は副委員長が兼務することとし、委員長の代行は香川、徳島、愛媛、高知の順に副委員長が務めることなどを決定した。

4. 令和7年度重点事業及び予算

遠藤委員長から、令和7年度の重点事業及び予算の説明が行われたあと、令和8年度の重点事業案の説明が行われた。

5. その他

遠藤委員長から、四国税理士会紛議調停細則に定める第1号様式及び第6号様式の一部変更案について提案説明があり、制度部に付託することとした。

その他、紛議調停に関する運用上の問題点を協議した。

デジタル化対策プロジェクトチーム会議

9月30日開催(ウェブ会議)

グループウェア「SHIRASAGI」の活用等について協議

1. グループウェア「SHIRASAGI」の活用

グループウェア「SHIRASAGI」の活用について、今後は主に県連・支部・役員向けとし、「税理士の方へ」を全会員向けに運用していく方針であるとの説明が行われた。また、現在SHIRASAGIに掲載している各種申請書類や会則規則類集、会報バックナンバー等の「税理士の方へ」の移動についても協議した。

2. その他

令和8年度に開催予定の「四国税理士会デジタルフォーラム」について、開催日時や開催場所等を協議した。

—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

綱紀監察部からの 重要なお知らせ

税理士が「信用失墜行為」を行った場合、 懲戒処分や刑事罰の対象となることがあります。

本年8月、酒酔い運転による道路交通法違反の罪に問われていた当会所属の会員（当時）
に対し、執行猶予付き拘禁刑の判決が言い渡されました。

これにより、当該税理士は欠格条項に該当することとなり、税理士登録が抹消されました。

信用失墜行為による処分には、税理士法に基づく懲戒処分や刑事罰、それとは別に一般的な犯罪等による刑事罰に起因するものがあります。

今回のケースは、後者によるもので、税理士の資格を失う厳しい処分となりました。

税理士としての職業倫理を守ること！！

それは、個々の税理士だけでなく税理士業界全体の重要な義務です！！

会員の皆様におかれましては、今一度、税理士の使命を認識し、会則及び税理士法を遵守して適正に業務を遂行されるようお願いいたします。また、常に品位を保持し、税理士の社会的信用の向上に努められますよう重ねてお願いいたします。

国税庁ホームページ ⇒ 最近の懲戒処分の概要



四国会ホームページ ⇒



綱紀のしおり
～あなたのバッジを守るため～

綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート
～あなたの税理士事務所は大丈夫ですか？～



こちらも
ご確認ください。

今回の事態を重く受け止め
このような行為が
繰り返されることのないよう
忘年会シーズンを迎える前に
それぞれが気を引き締め
再発防止に努めましょう。



高松国税局からのお知らせ

～ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー ～



体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- ✓ インターネットバンキングによる納付

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく何度でも体験できます!!

簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



Youtube動画(高松国税局作成)を公開!

納付体験コーナーの操作を動画で説明しています。ぜひ、ご覧ください!

(PC版)



(10分44秒)

(スマホ版)



(9分36秒)

韓国光州地方税務士会との 国際交流懇談会を開催



広報部長 石井 晶子



10月16日、17日、松山市において光州地方税務士会と国際交流懇談会を開催いたしました。昨年度は韓国光州にて開催いたしましたが、今回は松山市での開催となりました。

16日は光州地方税務士会の役員の方々をお迎えし、歓迎夕食会が開かれました。

金城厚（キム・ソンフ）会長をはじめとした計11名の役員の方々を瀬戸内料理にて歓待し、通訳やスマートフォンの翻訳機能を使いながら、自己紹介や意見交換を行い、地元の野球拳を韓国語を交えながら大いに楽しんでいただきました。

翌日は、ANAクラウンプラザホテル松山にて、四国会からの提出議題として「税理士業務と生成AIの活用について」、光州地方税務士会からの提出議題として「民間が国や地方自治体からうける補助金が適切に使われているか検証することについて、韓国では会計士

と税理士の間で業域争いがあるが、日本はどうか？」についての意見交換会を行いました。

言葉の壁はあれども活発な意見交換を行うことができました。その後、昼食会場に移り更に意見交換を重ね、来年は光州でと約束を交わし散会となりました。



AIを最強の「武器」とし、顧客の未来を照らす「伴走者」へ

業務対策部長 藤井 修

AI技術の急速な進化は、私たち税理士の業務に大きな変革を迫っています。オックスフォード大学の論文や国内の調査に基づくと、税務申告書作成業務などの定型業務の多くは、AIに代替されると予測されています。例えば、税務申告書作成業務は、技術的置換可能性が99%、現実的置換可能性が85%とされています。

一方で、戦略的思考やリーダーシップ、倫理的判断が求められる業務は、AIに代替されにくいとされています。今後、私たち税理士は、単なる税務申告書作成という事務作業から、膨大な情報処理能力を持つAIをアシスタントとして活用し、クライアントの経営に役立つ答えを共に考える「伴走者」へと役割を進化させる必要があります。AIを「脅威」ではなく「武器」として捉えることが大切です。

(1) 主要AIツールの特性と活用戦略

税理士業務を高度化するため、主要なAIツールの特性を理解し、使い分けることが重要です。

(2) 今後の可能性と実践の心得

AI活用により、税務相談支援、財務分析支援、決算予想支援、議事録作成支援など、支援領域は大きく広がります。また、生成AIを活用することで、これまでの定型資料に加え、経営者への説明資料として、オリジナルの資料提供が可能になってきています。視覚的資料作成についても、GenSpark、Manus、Skywork AIなどのツールでAIによるスライド作成が可能です。

AIを武器とするために、以下の心得が重要です。

- ① 恐れず、まずは実際に触ってみることが最も重要です。
- ② AIは万能ではなく、得意不得意があることを理解しましょう。
- ③ ハルシネーション（嘘の情報）やセキュリティリスクには注意が必要です。

チャールズ・ダーウィンの言葉「唯一、生き残るのは変化に最も適応できる者である」を胸に、AIを「武器」とし、クライアントの経営を支える「伴走者」へと役割を進化させることが、今後の成功に不可欠です。

ツール	特徴（得意分野）	活用シーン
ChatGPT	「辞書型の天才」。文章生成力、創造性、論理的思考力に優れる。	顧問先向けお知らせのドラフト作成。一般的な税務相談への簡潔な回答文ドラフト作成。
Gemini	「検索の達人」。Google 検索連携、最新情報の引き出しが得意。多角的に分析する「Deep Research」機能を持つ。	最新の税制改正や通達をリアルタイムで検索し要点を把握。Deep Researchを活用した意思決定のサポート。
NotebookLM	ハルシネーションが低い。アップロードした信頼できる資料のみに基づいて回答（閉鎖性が高い）。	複数年度の決算書をソースとした財務分析。ボイスメモからの議事録作成。専門資料の読解・要約。

地方公共団体監査制度の概要と専門性の強化

公益業務支援部長 森 英裕

地方公共団体の監査制度は、地方自治法に基づき、首長から独立した立場で公正かつ効率的な行政運営の確保に資することを職務としています。この制度は、監査委員による監査と外部監査人による外部監査の二つの制度が共存しています。

1. 監査委員制度と外部監査制度

地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であり、外部監査制度は監査機能の独立性と専門性を強化するために導入されました。

(1) 監査委員制度：

- ・地方自治法により設置が義務付けられた執行機関の一つです。
- ・他の行政委員会と異なり、独任制の執行機関であるのが特徴で、一人ひとりの監査委員が個別の権限で監査を行います。
- ・監査委員は、財務監査、行政監査、例月出納検査、要求監査などを経常的に実施します。
- ・平成21年の地方制度調査会の答申では、監査能力向上の観点から、弁護士、公認会計士、税理士の資格を有する者や実務に精通している者等の積極的な登用を促進する必要があると提言されています。

(2) 外部監査制度：

- ・平成10年10月より導入され、従来の監査委員による内部監査に加え、監査制度の充実・強化が図られました。
- ・税理士、公認会計士、弁護士、公務精通者が外部監査人の有資格者となり、地方公共団体の組織に属さない独立した立場から、高度な専門的知識に基づき、随時・随時に監査を実施します。
- ・外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があります。

2. 包括外部監査と個別外部監査

外部監査は、監査人のイニシアティブや、請求・要求に基づき実施されます。

監査の種類	概要	実施頻度・条件
包括外部監査	外部監査人のイニシアティブにより、地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理のうちから、必要と認める特定のテーマを選んで監査を実施。	都道府県、指定都市、中核市は毎会計年度実施が義務付け。その他の市町村は条例により任意導入・頻度を定める。
個別外部監査	特定の請求や要求に基づき、事案ごとに外部監査契約を締結し、監査委員に代わって外部監査人が監査を実施。	直接請求、議会の請求、長の要求、住民の請求などがある。

監査委員・外部監査人の職務として、地方公共団体の財務に関する事務が適正に執行されているかや、補助金などの財政的援助を行っている団体でその補助金などが適正に使用されているかなどをチェックすることが含まれています。これは、韓国の制度で会計士が補助金検証を独占している点と比較し得る役割と言えます。監査にあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織や運営の合理化が図られているかという点にも留意します。

3. 専門家の登用状況

資格	包括外部監査人選任状況 (2022年/人)	監査委員選任状況 (合計/人・平成27年4月)
公認会計士	106	155 (3.8%)
税理士	8	356 (8.8%)
弁護士	21	62 (1.5%)

包括外部監査人としては公認会計士の選任が最も多く、監査委員としては税理士の選任が専門資格者の中で最も多くなっています。地方公共団体の監査制度は、監査委員と外部監査人の連携を通じて、行政運営の透明性と効率性の確保に貢献しています。

研修部ニュース

令和6年度 研修受講義務達成率一覧表

日税連研修部会において、集計作業が終わり、令和7年10月3日に単位税理士会毎の令和6年度研修受講義務達成率の確定値が発表されました。また四国税理士会の支部毎の研修受講義務達成率と受講時間の内訳の集計作業も終わりましたので、ご報告申し上げます。

令和6年度研修受講義務達成率
(受講達成者数及び達成率)

税理士会	令和6年度			【参考】令和5年度			【参考】令和4年度
	受講義務者数	受講達成者数	36時間達成率(%)	受講義務者数	受講達成者数	36時間達成率(%)	36時間達成率(%)
東京	24,066	19,428	80.7%	23,912	17,034	71.2%	63.1%
東京地方	5,060	3,577	70.6%	5,036	3,376	67.0%	64.5%
千葉県	2,549	2,034	79.7%	2,560	1,682	65.7%	61.0%
関東信越	7,556	5,736	75.9%	7,568	5,229	69.0%	63.3%
近畿	15,349	12,356	80.5%	15,265	12,195	79.8%	77.9%
北海道	1,851	1,522	82.2%	1,867	1,456	77.9%	73.7%
東北	2,472	1,955	79.0%	2,471	1,863	75.3%	72.1%
名古屋	4,822	3,784	78.4%	4,812	3,810	79.1%	77.0%
東海	4,310	3,607	83.6%	4,327	3,574	82.5%	79.9%
北陸	1,471	1,224	83.2%	1,456	1,213	83.3%	78.7%
中国	3,234	2,842	87.8%	3,231	2,523	78.0%	75.8%
四国	1,633	1,401	85.7%	1,629	1,330	81.6%	64.6%
九州北部	3,550	2,843	80.0%	3,536	2,715	76.7%	69.6%
南九州	2,312	1,759	76.0%	2,267	1,692	74.6%	71.8%
沖縄	497	432	86.9%	487	391	80.2%	75.4%
合計	80,732	64,500	79.8%	80,424	60,083	74.7%	69.6%

- 【備考】①令和7年3月末の税理士名簿を基に算出
 ②受講義務時間が0時間の者は、受講義務者数に含まない。
 ③受講義務時間を一部按分・免除された者が、受講達成した場合も36時間達成者に含む。

四国税理士会の令和6年度研修受講義務達成率の確定値は、85.7%となりました。

前年度81.6%から4.1ポイント増加いたしました。

全国では、第1位が中国会87.8% 第2位が沖縄会86.9% 第3位が四国会85.7%となります。
 全国平均は、79.8%です。

※税理士の前年度の受講状況等が公表される税理士情報検索サイトもご覧ください。

四国税理士会 令和6年度 支部毎・受講時間毎 研修受講義務達成率

支 部 名	令和6年度							令和5年度	増減率
	0.0時間以下	0.0時間超18.0時間未満	18.0時間以上36.0時間未満	36.0時間以上	受講義務者数	受講達成者数	36時間達成率	36時間達成率	
高 松	25	25	24	283	350	292	83.4%	80.2%	3.2%
丸 亀	1	9	6	70	85	72	84.7%	80.2%	4.5%
観 音 寺	2	5	4	32	43	33	76.7%	65.9%	10.8%
坂 出	2	3	6	17	27	20	74.0%	78.5%	-4.5%
長 尾	0	6	3	24	32	25	78.1%	80.0%	-1.9%
土 庄	0	0	0	5	5	5	100.0%	100.0%	0.0%
香 川 県	30	48	43	431	542	447	82.4%	79.1%	3.3%
松 山	28	21	15	288	347	294	84.7%	83.6%	1.1%
今 治	4	2	2	53	60	54	90.0%	91.5%	-1.5%
伊予西条	3	3	0	27	31	27	87.0%	90.0%	-3.0%
新居浜	1	3	1	25	29	26	89.6%	63.3%	26.3%
伊予三島	1	6	0	24	30	24	80.0%	67.7%	12.3%
大 洲	0	0	1	12	13	12	92.3%	86.6%	5.7%
八幡浜	0	2	0	23	25	23	92.0%	80.7%	11.3%
宇和島	1	0	2	31	33	33	100.0%	84.8%	15.2%
愛媛県	38	37	21	483	568	493	86.7%	82.8%	3.9%
徳 島	11	17	7	161	192	166	86.4%	82.4%	4.0%
川 島	2	1	0	23	24	23	95.8%	77.7%	18.1%
阿 南	1	2	1	19	23	20	86.9%	90.9%	-4.0%
鳴 門	1	3	0	34	38	34	89.4%	84.2%	5.2%
脇 町	0	1	0	6	7	6	85.7%	100.0%	-14.3%
池 田	0	1	0	7	8	7	87.5%	87.5%	0.0%
徳島県	15	25	8	250	292	256	87.6%	83.4%	4.2%
高 知	14	10	12	168	197	174	88.3%	81.7%	6.6%
中 村	0	1	0	12	13	12	92.3%	76.9%	15.4%
南 国	0	2	1	11	14	12	85.7%	84.6%	1.1%
安 芸	0	0	1	6	7	7	100.0%	100.0%	0.0%
高知県	14	13	14	197	231	205	88.7%	82.0%	6.7%
合計	97	123	86	1361	1633	1401	85.7%	81.6%	4.1%

0時間の内免除 29 【備考】 ①令和7年3月末の税理士名簿を基に算出
 0時間会員 65 ②受講義務時間が0時間の者は、受講達成者数に含まない。
 3.90% ③受講義務時間を一部按分・免除された者が、受講達成した場合も36時間達成者に含む。

支部毎データは、各支部とも達成率を伸ばしています。
 100%の支部が、土庄支部、宇和島支部、安芸支部の3支部です。
 90%台の支部が、今治支部、大洲支部、八幡浜支部、川島支部、中村支部の5支部です。
 80%台の支部が、高松支部、丸亀支部、松山支部、伊予西条支部、新居浜支部、伊予三島支部、徳島支部、阿南支部、鳴門支部、脇町支部、池田支部、高知支部、南国支部の13支部です。

また0時間会員は前年6.3%から3.9%と減少しております。
 令和6年度及び令和7年度0時間会員に対して12月に研修受講の願いを送付することを検討しております。

令和7年度の36時間の研修受講が会員皆様の資質向上につながり、税理士の専門性と倫理観の維持のために研修受講をお願いいたします。

|||| 業務対策部ニュース |||

インボイス制度に関する周知について

インボイス制度について、改めて周知していただきたい点を取りまとめましたので、内容をご確認いただき、会員の皆様から顧問先の方々へもご周知くださいますようお願いいたします。

1. 2割特例を適用できない課税期間及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「2割特例」）につきましては、例えば、基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間などは適用を受けることができません。

なお、2割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を当該翌課税期間の末日までに提出することで、当該翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。例えば、令和6年分の申告において2割特例の適用を受けた個人事業者の方が、令和7年分の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和7年12月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要となります。

参考

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（令和7年6月改訂）
 - ・ 問115（2割特例の適用ができない課税期間①）～問117（2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

- 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト
2割特例特設ページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm



2. 適格請求書発行事業者の登録が失効した方の消費税の申告義務及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

免税事業者の方が登録に関する経過措置の適用により適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、原則として、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、適格請求書発行事業者の登録が失効したとしても、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

また、適格請求書発行事業者の登録が失効した後の課税期間における消費税の申告においては、2割特例の適用を受けることはできません。

なお、2割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合の取扱いは、上記1と同様です。

3. 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書について

インボイス制度においては、任意組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、当該任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供するためには、当該任意組合等の業務を執行する業務執行組合員が、課税資産の譲渡等を行う前に当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」（以下「任意組合等の届出書」といいます。）を提出する必要があります。そのため、当該任意組合等の届出書の提出がない場合、任意組合等から課税仕入れを行った取引の相手方は、仕入税額控除の適用を受けることができません。

また、当該任意組合等の届出書に記載した事項に変更があった場合は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」を速やかに提出する必要があります。

こうした届出書の提出方法や適格請求書等の交付に関しては、Q&Aにおいて種々の取扱いを示しているところ、今般、任意組合等の届出書に関するリーフレットや動画を作成し、国税庁HP（インボイス制度特設サイト）において公表いたしましたので、ご確認ください。

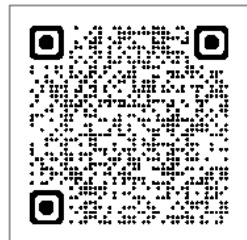
（任意組合等の例）

ジョイントベンチャー（JV）、各種士業事務所、●●製作委員会、▲▲実行委員会など

参考

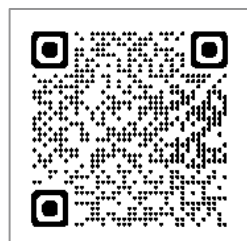
【リーフレット】

- 消費税インボイス制度 任意組合等の届出書についてのお知らせ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025009-077.pdf>



【動画】

- 5分でわかる インボイス 任意組合等の対応
<https://www.youtube.com/watch?v=e8gA4g4D4jw>



研修会のご案内

配信期間	時間	研 修 内 容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定6時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス －決定的証拠の集め方－」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 「法人税実務の留意事項」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年7月25日(金)～令和7年12月末 (オンデマンド配信)	算定2.5時間	改正税法等・綱紀監察研修 ①「税理士法違反行為」 ②「所得税関係」 ③「資産税関係」 ④「法人税関係」 ⑤「消費税関係」 ⑥「キャッシュレス納付関係」	高松国税局 総務課 税理士専門官 中塚 泰道 氏 高松国税局 個人課税課 審査指導係長 永尾 淳 氏 高松国税局 資産課税課 審査指導係長 宇藤 祥平 氏 高松国税局 法人課税課 審査指導第一係長 竹田 雄介 氏 高松国税局 消費税課 連絡調整官 小池 寛洋 氏 高松国税局 管理運営課 実務指導専門官 安藤 弘幸 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。

**◆TAINSメールニューストピックス**

No.741（2025.10.02 発行）からNo.745（2025.10.30 発行）より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】 今月のお知らせ

収録した裁決の一部を紹介します。

【所得税】

- ・ R06-11-29 裁決 棄却、却下 F0-1-1714
調査の違法と修正申告の無効
- ・ R06-10-29 裁決 棄却 F0-1-1715
馬券払戻金の所得区分／一時所得又は雑所得該当性

【法人税】

- ・ R06-11-05 裁決 却下 F0-2-1326
青色取消し／既に原処分庁により取り消された処分

（税法データベース編集部）

【2】 今月の判決等

DCF法を用いた株式評価～事業用現預金等の額の推定方法で納税者勝訴！～

（令07-05-28 東京地裁 認容・控訴 Z888-2752）

企業グループの親法人である原告は、保有するB社の全発行済株式を、原告の完全子会社であるC社に売却し、その譲渡価格をもって「譲渡に係る対価の額」（法61の2（1）一）であるとして、法人税の確定申告をしましたが、処分行政庁から譲渡価格は過少であるなどとして、増額更正処分等を受けました。

本件は、B社株式の時価の算定に際し、B社が保有する同社の完全子会社であるD社のDCF法による株式の評価における事業用現預金等の額について争われました。東京地裁は、次のように判断し、処分の全部を取り消しました。

継続企業の評価方法としては、企業が将来生み出すキャッシュ・フローを全て現在価値に割り戻して合計するDCF法が価値評価の手法として適しており、確かな根拠のある将来キャッシュ・フローが入手できる限りにおいてはDCF法が最も正確に企業価値を推定できる手法である。

Z社（評価報告書を作成）は、D社の保有現預金の月末残高推移を参照する方法により事業用現預金の額を推定した上で、個別具体的な事情を勘案して推定結果を調整し、余剰現預金の額を上方修正したものである。対象企業の過去の現預金残高の推移を分析して必要資金を推定する方法は、事業用現預金の額を推定する方法の一つとされており、Z社による余剰現預金の額の算定が合理的根拠を欠くものであると直ちにいうことはできない。

（税法データベース編集部：藤原 真由美）

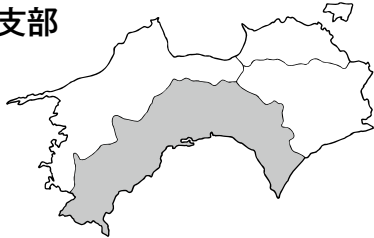
この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- （1）インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- （2）電話による場合 事務局（03-5496-1195）までお電話ください。

県連だより

高知県支部
連合会



みんなで乾杯！懇親バーベキュー

10月18日（土）高知県支部連合会の20年ぶり（？）の催しとして、道の駅土佐さめうら「BBQ TERRACE」にて『みんなで乾杯！懇親バーベキュー』を開催した。

当日は天候が心配されたが、秋とは思えない30度を超える残暑厳しい中、税理士会会員・

家族・職員および生命保険各社より総勢77名にご参加いただいた。

会場まではバス2台を貸し切り、懇親を深めながら会場へ。会場到着後、「全税共業務推進に関する会」を開催し、バーベキュースタート。美味しい土佐あかうし&はちきん地鶏を堪能した。会員家族の小学生も多数参加をいただき、ハロウィン企画も大変盛り上がった。

今回総務部としても手探りの中、色々と至らぬ点もあったが、事故なく無事に終えることができた。今後も税理士会の更なる活性化のため福利厚生事業を企画してまいりますので、ご理解とご協力をよろしく願います。



支部だより

丸亀支部



丸亀支部親睦旅行

丸亀支部では10月3日、4日で大阪府・兵庫県へ支部旅行に行った。

まず1日目大阪では万博に行った。万博も終盤ということでもかなり混雑していた。滞在時間が6時間近くあり各々好きなパビリオンの見学を行った。万博滞在時間の最後のあたりで予約していた日本館に行くことができた。万博会場はかなり広く、かなりの距離を歩いた。その後、大阪の鶴橋で焼肉を食べ一日目が終了した。

2日目は神戸の酒蔵見学をした後、水族館へ行った。水族館では様々な魚を見ることができ、ゆっくりとした時間を過ごすことができた。

1泊2日で予定がたくさん詰まった旅行で少し慌ただしかったとこともあり、初めての厚生委員長としての仕事であったので不慣れなこともあったが、皆様のご協力もあり大変満足のいく旅行になったと思う。



大阪・関西万博会場



西宮神社（えびす宮総本社）

認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所(受講方法)	研修テーマ	講師
磐石経営会	令和7年 11月18日(火) 16:00~18:00	サンポートホール 会議室62 (高松市サンポート2-1 高松シンボルタワーホール棟)	「税理士事務所の生産性向上～付加価値UPと 工数削減とAI・DXの戦略的活用～」	株式会社インターフェイス 代表取締役 樋口 明廣 氏
租税訴訟学会 中四国支部	令和7年 11月29日(土) 13:30~17:00	香川大学幸町キャンパス (高松市幸町1番1号)	第一部 質問検査権行使の要件に関する諸問題 (仮) 第二部 私の履歴書 一最国税の立法(財務省主税局)と 不服審査(国税不服審判所)を 中心に一(仮)	香川大学法学部准教授 横井 里保 氏 税理士・ 元高松国税不服審判所長 高橋 達也 氏

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。
 入会〈10月20日〉・・・新入会員



10月の入会者に税理士証票を交付



ながひろ まさふみ
長広 雅史
 支 部 阿南支部
 事務所 阿南市羽ノ浦町春日野
 1-202
 電 話 0884-44-5186
 趣 味 旅行、ゴルフ



かけした み き
掛下 美樹
 支 部 松山支部
 事務所 松山市六軒家町3-24
 河合卓也事務所
 電 話 089-926-5020
 趣 味 旅行



こうの ひさと
河野 尚人
 支 部 松山支部
 事務所 松山市正円寺2-5-12
 ティンプルセジュール
 201号室
 電 話 090-7785-8722
 趣 味 音楽鑑賞、読書

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。11月（会報発行日以降）～1月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時	科 目	担 当 者	
香 川	税理士会館 2F	12/11 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		11/13 (木)・1/8 (木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	12/5 (金)・1/9 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		12/19 (金)・1/9 (金)		資産税	潮見 秀孝
		11/21 (金)・12/5 (金)・1/16 (金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	11/21 (金) 12/5 (金)・12/19 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	12/3 (水)・1/7 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		11/19 (水)・12/17 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)



たにぐち りょうすけ
谷口 亮輔
 支部 長尾支部
 事務所 さぬき市志度字淡海堀
 1416-1
 電話 070-2839-5110
 趣味 愛犬の世話



くぼ いさお
久保 功
 支部 坂出支部
 事務所 坂出市加茂町甲640-4
 電話 090-1323-8962
 趣味 海釣り



ごとうだ なおこ
後藤田 直子
 支部 高松支部
 事務所 高松市中野町29-5
 高松プラザビル4階405
 電話 090-1576-5304
 趣味 盆栽



みやの まさお
宮野 雅夫
 支部 長尾支部
 事務所 東かがわ市引田2909-2
 電話 0879-33-7314
 趣味 旅行

入会〈10月3日〉・・・税理士法人

●税理士法人片山会計 今治黄金事務所
 (従たる事務所)

事務所 今治市黄金町1-6-32
 電話番号 0898-23-4488
 社員 曾我部 勝

退会

(東京会へ転出)
 〈10月 1日〉 名和 寛之(高松支部)
 〈10月 6日〉 壺谷 啓一郎(観音寺支部)
 〈10月10日〉 黒川 一也(高松支部)

(関信会へ転出)
 〈10月16日〉 野村 功子(松山支部)

(税理士法人会員)
 〈9月30日〉 税理士法人ACE あおば事務所
 (従たる事務所)

訃報

謹んでお悔やみ申し上げます
 後藤 次郎 先生(徳島支部)
 10月27日 80歳

四国税理士会 会員数 10月30日現在(月末退会者を含む)

県名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香川	551	29	18	47
愛媛	576	43	20	63
徳島	297	24	13	37
高知	240	10	5	15
合計	1,664	106	56	162

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

編 集 後 記

今年もいよいよ年の瀬が近づいてまいりました。日々の業務に加え、年末調整の対応で慌ただしさを感じる時期かと思えます。1年の振り返りとともに、来年に向けた準備など、忙しい日々の中でも体調を崩されませんよう、穏やかな気持ちで一年の締めくくりを迎えられることを願っております。
 (鍛)

税理士業界の皆様だけがご加入できる

信頼と安心の 年金基金



ふやジマリスの「ふーちゃん」

5人以上の従業員を雇用している土業の個人事務所は社会保険への加入が必要となっています

2025年4月に
制度の変更を
行いました

- ✓ 一時金の支給要件を1ヶ月に短縮
- ✓ 年金掛金率を事業所毎に
1.2%・3.0%・5.0%から選択可能

ご加入いただける方

厚生年金に加入している
税理士事務所、税理士法人、
その他法人(株式会社、合同会社等)が
ご加入いただけます。



ご加入の
メリット

3

退職金の
社外積立に
利用できます

1

掛金は
全額損金算入
できます

2

採用力の強化や
離職の防止にも
貢献

4

積立額は
元本割れ
しません

5

70歳まで
加入
できます



日本税理士企業年金基金

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/> 税理士基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) / FAX.03-5740-0853
Mail:contact@zeikikin.or.jp

制度の詳細、資料請求はこちらから



協 同 組 合 情 報



登録事務所
募集中!

新たな収入源で事務所を元気に!

税理士VIP代理店

関与先にVIPを勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店の仕事

- ◆VIP大型総合保障制度と全税共年金の
拡販および契約の保全
- ◆生命保険設計書の作成及び提案
- ◆加入申込書類の記入と手続
- ◆その他

税理士VIP代理店のメリット

- ◆事務所の収入源が拡大します。
- ◆関与先のリスクマネジメント等に役立つ
保険知識が習得できます。
- ◆代理店業務は保険会社がサポートします。



税理士VIP代理店とは 全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念を
ふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

Z1 第26回税理士VIP代理店 推進キャンペーン

代理店登録をした税理士会会員に
ギフトカードを贈呈!

- ◆対 象: 税理士会会員
- ◆期 間: 2025年1月1日~12月31日
- ◆奨励基準: 期間中に税理士VIP代理店登録した
方にギフトカード(1万円)を贈呈

詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせください。

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命
- ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命 ◆住友生命
- ◆メットライフ生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命
- ◆富国生命 ◆三井住友海上あいおい生命
- ◆オリックス生命 ◆FWD生命

Z2 第25回税理士VIP代理店 挙績キャンペーン

- ◆対 象: 税理士VIP代理店
- ◆期 間: 2025年4月1日~12月31日
- ◆対象契約: 期間中に成立した
全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品:

賞 名	表彰基準	賞 品
ドリームA賞	月額保険料※ 100万円以上	10万円 ギフトカード贈呈
ドリームB賞	月額保険料※ 50万円以上	5万円 ギフトカード贈呈

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

全国税理士共栄会

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索



東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

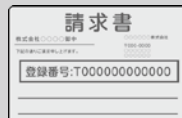
日本システム収納

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の
報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



**インボイス制度
対応**

**ネット受付口座振替サービス
開始!**



【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月
5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**

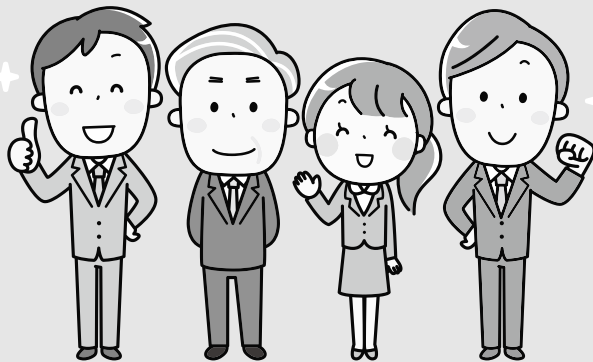


税理士職業賠償責任保険

加入者の皆様へ

「税賠保険 事故事例」と「自己診断チェックリスト」の
最新版を贈呈いたしました。

ぜひご覧いただき、事故防止にお役立てください。




お問合せ先

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



弊社ホームページでは「事故事例」「自己診断チェックリスト」をご覧いただけます。



関与先をご紹介いただいた場合
 新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
 被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合
 新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
 被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
 詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための **関与先にも お勧めください!**

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます **満65歳未満までOK!**

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
 ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
 お手元がない場合はぜひたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。



退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

加入期間	口数10口(10,000円)の場合		
	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。
 ※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乘せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう** 〒330-0846
 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
 http://www.zeitaikyo.com

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)



ぜいたいきょう 検索
 制度の詳細はホームページをご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
 1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減!

新登場 AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

- 仕訳入力の大半を占める 預金通帳・証ひょう は読み取るだけで仕訳データを生成。
- 銀行API との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の CSV も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty[®]



AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます!



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 楽になる!



MJS公式キャラクター
「ミロにゃん」

仕訳やチェック時間を効率化

NX^{AGELINK}-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類
通帳 レシート 領収書

解析・自動仕訳

AI-OCR

仕訳・残高を
自動チェック

取引データ
銀行 クレジット
利用明細

AI仕訳

MJS AI AI監査支援。

MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索



高松支社

〒760-0018
香川県高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F
TEL: 087-833-1154

松山支社

〒790-0001
愛媛県松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル8F
TEL: 089-915-0369

会計事務所の“信頼とミライ”を創造する
Designing Reliance and the future

EPSON
EXCEED YOUR VISION



会計事務所の業務効率化・高付加価値化を支援する ウェブラット・クラウドサービス

事務所業務の効率化支援

<p>金融情報やPOSレジデータから 仕訳データを自動作成</p> <p style="text-align: center;">Weplat 自動仕訳サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">銀行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">POS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">クレジットカード</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">電子マネー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">CSV形式の出納帳</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">10ライセンス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>紙の証憑から自動仕訳化^{※1}</p> <p style="text-align: center;">Weplat スキャンサービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">処理件数制限なし</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>月次チェックの時間削減と チェック品質の標準化・向上を実現</p> <p style="text-align: center;">Weplat 監査支援サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">財務データ</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">残業チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">仕訳チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">消費税チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">重複チェック</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">フリーライセンス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 20,000円(税別)^{※2}</p>
---	---	---



顧問先への付加価値アップ支援

<p>顧問先企業へ新たな価値を提供し、 顧問先企業の成長を支援</p> <p style="text-align: center;">Weplat 経営支援サービス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">エントリー版^{※3}</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>月次監査や 経営判断に活用できる 過去会計レポート</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●ボタン一つで財務R4の残高から美しいレポートを作成できる!Excel®で編集も自由自在! ●日本政策金融公庫総合研究所「小企業の経営指標調査」を使った業界比較が可能! ●オリジナルの経営計画資料も手間なく作成でき、顧問先の業績アップを簡単お助け! 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>経営者が求める 未来会計のレポートを スムーズに作成</p> </div>
---	---	---



さらなる事務所の発展!

※1:自動仕訳を行うには1仕訳あたり、記帳代行チケット20円が必要です。 ※2:年間でのお申し込みとなります。 ※3:エントリー版は同一月内に10会社データまでレポート作成が可能です。処理件数制限のないフリーライセンス版もございます。
*サービスのご利用にあたっては「INTER KX 財務会計 R4」もしくは「財務顧問 R4 Professional」が別途必要です。*本媒体上の他者商標の帰属先は、エプソンのホームページをご確認ください。

エプソン販売 株式会社

お求め・ご相談はこちらまで

株式会社 **エイ・ビー・エム**

TEL.089-976-6200 FAX.089-976-2288

〒790-8535 松山市福音寺町235-1 (ホームページ) <https://www.abm.co.jp/>

今すぐ始める会計業務DX!

AI-OCRで証明書をスキャンするだけで簡単データ化!

給与
処理 db

所得税
申告 db

読取可能な証明書が増え、年末調整や確定申告がラクに!



保険料控除証明書 4種



源泉徴収票



寄附金控除証明書



医療費控除明細書

- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除

3ステップで簡単データ化! 入力の手間を大幅削減!



step 1
年末調整や確定申告に必要な証明書をスキャン。jpgやpdfも読み取り可能!



step 2
必要項目をAIが自動で抽出。自動でデータ作成!



step 3
自動生成されたデータを確認するだけ!

業務改善に役立つ新商品バリエーション

NEW PRODUCTS VARIATION

経費精算サービス

- 出張費
- 交際費
- スマホ対応
- ペーパーレス

経費精算に必要な申請書や領収書を一括デジタル管理!

決算関係書類送信サービス

会計事務所が顧問先に代わって決算書等のデータを提供!

ICSデジタルポスト

ファイル形式の制限はなし!

- PDF・JPEG・DOC・XLS・CSV・PNG・PPT・TXTなど

紙の請求書や証憑を顧問先と簡単にクラウドでデータ共有!



<http://www.kokusai-ics.co.jp/>

国際コンピューター株式会社

松山営業所 〒790-0003 松山市三番町4丁目8番地7

高松営業所 〒760-0017 高松市番町3丁目3番17号 第1 讃機ビル5F ☎087-837-0308

徳島営業所 〒770-0813 徳島市中常三島町1丁目27番地2

☎089-933-0310

☎087-837-0308

☎088-626-1550

全国税理士共栄会だより No.595

(2025年11月号)

全国の税理士とその関与先等関係者が共に栄えるために



ぜん ぜい きょう 全国税理士共栄会

全税共は、事業や暮らしに役立つ各種事業を取り揃え、皆さまの生活を応援すると同時に、社会貢献活動にも力を注いでいます。

《3つの基本理念》



全税共のロゴマーク

ロゴマークは“ZENZEIKYO”の“Z”をモチーフに、全税共の結束と発展をデザイン化したものです。3つの線形は税理士、関与先、提携企業の三者の結びつきを表現しています。

- 1) 関与先企業の繁栄に貢献する
- 2) 提携企業との共栄を図る
- 3) 税理士業界の発展に寄与する

《全税共の事業》

VIP大型総合保障制度 全税共年金 事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) ホールインワン100万円保険(団体ゴルフ保険) ほか

《社会貢献活動》

税や税制に関するシンクタンクの活動を支援

(公財)日本税務研究センターが行う税に関する学術・研究活動の進展に貢献しています。

地域文化の振興を助成

(公財)全国税理士共栄会文化財団が進める地域文化の振興活動を支えています。

電話による税の無料相談サービスを提供

日本税理士会連合会と(公財)日本税務研究センターが共催する税務相談室への財政支援を通じて、税の無料相談サービスを提供しています。

